

令和9（2027）年度大阪大学大学院人文学研究科

言語文化学専攻研究生出願要項

1 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者及び入学予定日の前月末日までに卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び入学予定日の前月末日までに修了見込みの者
- (3) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び入学予定日の前月末日までに授与される見込みの者
- (4) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で入学予定日の前月末日までに22歳に達するもの

2 入学時期及び在学期間

- (1) 入学時期は、原則、令和9年4月1日及び令和9年10月1日です。
- (2) 在学期間は1年以内で当該年度末(3月31日)までとします。ただし、研究上必要と認めるときは在学期間を延長することができます。

※原則として、外国人留学生の研究生は、留学ビザの関係上、他大学での研究生の期間も含めて2年の期間を超えて在学することはできません。

3 事前面接等

出願には、あらかじめ指導を希望する教員（以下、指導教員という）の出願許可が必要です。指導教員と必ず連絡を取って、事前面接等による学力検査を受けてください。指導教員への連絡から出願許可までの流れは概ね次のとおりです。

(1) 指導教員への連絡

指導教員へ連絡する際は、原則として、大阪大学アドミッション支援デスク（大阪大学 AAD）に申請を行うようにしてください。大阪大学 AAD は、指導教員の出願許可を得るために必要な指導教員との最初のコンタクト等に関するサポートを行います。なお、大阪大学 AAD への申請は、出願許可までに概ね2ヶ月程度必要とされているため、下記のとおり期限を設けています。

AAD への申請期限

- ・ 令和9年4月1日入学の場合 令和8年9月15日
- ・ 令和9年10月1日入学の場合 令和9年3月15日

大阪大学アドミッション支援デスク（大阪大学 AAD）

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/inbound/dragongate>

注1 上記 AAD への申請期限は厳守とします。申請が間に合わない場合は、次期以降の入学となります。

注2 直接、指導教員と連絡が取れる場合でも、指導教員から AAD 申請を行うよう指示があった場合は、上記申請期限内に AAD 申請してください。

注3 大阪大学 AAD 申請に必要な書類に不備がないよう、申請してください。

(2) 事前面接

大阪大学 AAD から、指導教員とのコンタクトの可否について連絡があります。

コンタクト可の場合は、下記「４．出願手続」(2)出願書類のうち、①～⑦の書類を指導教員に提出し、事前面接等による学力検査を受けてください。

注１ 研究内容の不一致などでコンタクト不可となることもあるため、予めご了承ください。

注２ 「１．出願資格」の(1)～(3)の資格に該当せず、(4)の適用を受けようとする者は個別の入学資格審査が必要です。(1)～(3)の資格に該当しない場合は、事前面接の際に指導教員に伝えとともに、豊中事務部学務係に問い合わせてください。

(3) 出願許可

学力検査の結果、出願許可が得られたときは、下記「４．出願手続」により、期限までに出席を行ってください。

4 出 願 手 続

(1) 出願期間

- ・ 令和 9 年 4 月 1 日入学の場合
令和 8 年 1 1 月 1 5 日～令和 8 年 1 1 月 3 0 日（土日祝を除く）
- ・ 令和 9 年 1 0 月 1 日入学の場合
令和 9 年 5 月 1 5 日～令和 9 年 5 月 3 1 日（土日祝を除く）

(2) 出願書類

指導教員から「出願許可」を得られた者は、下記の出願書類を期限までに豊中事務部学務係まで送付してください。

- ① 入学願書（本研究科所定のもの）
- ② 学歴調書（本研究科所定のもの）※ 1
- ③ 研究計画書（本研究科所定のもの） 1 枚（必ず 1 枚にまとめてください。）
- ④ 最終出身学校の卒業（見込）又は修了（見込）証明書（学位取得（見込）が明記されているもの又は出願資格を証明する書類。卒業（修了）証明書と学位取得証明書が分かれている場合は、その両方を提出してください。）※ 2
- ⑤ 最終出身学校の成績証明書 ※ 2
- ⑥ 最終出身学校長（学部長）又は最終出身学校の指導教員等の推薦書※ 1 ※ 2
- ⑦ 学資計画調書（本研究科所定のもの）※ 1
- ⑧ 誓約書（本研究科所定のもの）
- ⑨ 日本語能力試験（JLPT）の N2 以上（CEFR レベル B1 以上に相当）の合格に係る「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」（原本）所持している場合のみ（未所持の場合は提出不要）※ 1
- ⑩ 検定料収納証明書
- ⑪ パスポートのコピー（顔写真のページのみ）【海外在住の外国人のみ。】
- ⑫ 在留カードのコピー（両面）【日本在住の外国人のみ。】在留資格、在留期間及び現在の住所が記載されたもの。
※「留学」以外の在留資格で在住している者は、入学後、在留資格の変更が必要となります。

<注> ※ 1 ②は外国の大学その他の外国の学校の教育課程を卒業・修了（見込）の出願者のみ提出してください。

⑥⑦⑨は、外国人留学生として入学を予定する出願者のみ、⑦は在学中の学資支弁能力を証明する書類（預金残高証明書、奨学金証明書 等）も併せて提出してください。

※ 2 ④⑤⑥が日本語以外の場合は、日本語訳も提出してください。（出願者作成可）

- ・出願書類等の記入に際し、年号は西暦を使用してください。
- ・出願書類を手書きで記入する場合は、黒または青のボールペンを使用してください。（消せるボールペンは不可。）

(3) 検 定 料

- ・納入金額 9, 800円

- ・事前面接等による学力検査の結果、指導教員から「出願許可」を得られた者に対して、出願開始日の概ね1週間前に検定料の納入方法を学務係からメールで連絡しますので、出願期間最終日まで納入してください。
- ・納入手数料は出願者負担となります。
- ・既納の検定料は、次の場合を除き返還しません。
 - 出願書類を提出しなかった場合、又は受理されなかった場合
 - 誤って二重に振り込んだ場合

(4) 出願書類の提出方法

上記(2)に記載した出願書類一式（①～⑫）を下記に郵送してください。

※メール提出不可

大阪大学人文学研究科 豊中事務部 学務係
Graduate School of Humanities, Division of Language and Culture,
GAKUMUKAKARI, The University of Osaka

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-8
1-8 Machikaneyama-Cho, Toyonaka, Osaka 560-0043 Japan

Tel : 06-6850-5856 (直通)
E-mail: jinbun-gakumu@office.osaka-u.ac.jp

- <注> ※出願期間内に必着とします。
※出願書類に不備がある場合は、受理できませんので注意してください。

5 選 考 方 法

事前面接等による学力検査及び書類審査によって選考します。

6 合格者発表

選考の結果、合格した者には合格通知書、入学手続案内等を入学願書記載のメールアドレス宛に送付します。出願後に住所又はメールアドレスを変更した場合は、速やかにその旨連絡してください。

- ・令和9年4月1日入学の場合 令和8年12月下旬
- ・令和9年10月1日入学の場合 令和9年6月下旬

※入学手続き期間は、合格通知書送付日から約2週間の予定です。

7 入 学 料（下記の金額は改定される場合があります。）

- ・納入金額 84, 600円
- ・納入期限 本学指定の期日（合格通知書を送付する際に通知します。）

8 授 業 料（下記の金額は改定される場合があります。）

- ・納入金額 月額28, 900円を在籍予定月数で乗じた金額（半期ごとに納入）
- ・納入期限 前期分 5月末 / 後期分 11月末

9 個人情報の取扱いについて

- (1) 出願時に提出していただいた氏名、住所、その他の個人情報については、「入学者選抜（出願処理、選考試験実施）」、「合格者発表」及び「入学手続」等の入試業務を行うために利用します。なお、合格者については、合格者発表日以降、「入学料収納」等に関する業務を行うためにも利用します。また、入学者については、「教務関係（学籍管理等）」、「学生支援関係（健康管理等）」及び「授業料収納」等に関する業務を行うためにも利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入試結果の集計・分析及び入学者選抜方法の調査・研究のために利用します。
- (3) 上記(1)及び(2)の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の業者に委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだ上で、当該事業者に対して、提出していただいた個人情報の全部または、一部を提供します。
- (4) (1) 及び(2)で得られた個人情報は、上記のほか、「入学者選抜方法及び大学教育の改善」、「大学の管理運営（各種調査・分析等）」のために利用することがあります。
ただし、個人が特定される形で、その成果が公表されることはありません。

10 安全保障輸出管理について

本学では「外国為替及び外国貿易法」に基づき「大阪大学安全保障輸出管理規程」を定めて貨物の輸出、技術の提供（人の受入を含む）について厳格な審査を実施しています。

規制事項に該当する場合は、合格しても入学が認められない場合や、希望する教育が受けられない又は研究が実施できない等の制限がかかる場合がありますのでご留意ください。詳細は、大阪大学ホームページを確認してください。

大阪大学ホームページ（安全保障輸出管理の概要）

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur_exp/outline